

令和 7 年上尾市教育委員会 3 月定例会 会議録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月曜日）
開会 午後 1 時 3 0 分
閉会 午後 3 時 0 7 分
- 2 場 所 上尾市役所 7 階教育委員会
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
委員 岩欽由美
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章
教育総務部次長 池田直隆
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 黒田正司
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 永澤誠
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 田村啓昭
教育総務課主査 田中輝夫
- 5 傍 聴 人 4 人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第12号 令和7年度上尾市教育行政重点施策の策定について

議案第13号 今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針の策定について

議案第14号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第15号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第16号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第17号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第18号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

議案第19号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

議案第21号 上尾市学校給食実施条例施行規則の制定について

議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第5 報告事項

報告事項1 令和7年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について

報告事項2 第32期上尾市スポーツ推進委員の委嘱について

報告事項3 上尾市不登校対策基本方針の一部改訂について

報告事項4 令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について

報告事項5 令和6年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について

報告事項6 令和7年2月 いじめに関する状況について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 報告事項

報告事項7 いじめ重大事態調査報告書について

報告事項8 いじめ重大事態調査報告書について

報告事項9 いじめ重大事態調査報告書について

報告事項10 いじめ重大事態調査報告書について

日程第8 議案の審議

議案第20号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和7年度当初人事異動について

日程第9 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

（西倉剛 教育長）ただ今から、令和7年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

（杉木直也 教育総務課長）4名の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

（西倉剛 教育長）傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

（西倉剛 教育長）傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認」についてでございます。第1回臨時会会議録及び2月定例会会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、第1回臨時会会議録については小池委員に、2月定例会会議録については谷島委員にそれぞれご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

（西倉剛 教育長）続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、矢野委員をお願いいたします。

（矢野誠二 委員）はい。

日程第4 議案の審議

（西倉剛 教育長）つづきまして、「日程第4 議案の審議」です。審議の前にお諮りいたします。本日は9件の議案に、本日2件、議案第21号及び議案第22号を追加し、11件の議案が提出されております。審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第20号 教育委員会事務局及び市立教育

機関の職員に係る令和7年度当初人事異動について」につきましては、人事管理に係る案件でございますので、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、公開の会議として、議案第12号から議案第19号まで及び本日追加した議案第21号及び議案第22号の審議を行い、報告事項の後、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、関係職員のみ出席により議案第20号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第12号 令和7年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第12号につきましては、杉木教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 「議案第12号 令和7年度上尾市教育行政重点施策の策定について」でございます。議案書の1ページをお願いいたします。はじめに、提案理由でございますが、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第3期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和7年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出するものでございます。2月定例会におきまして、協議事項として提出し、各担当課から一通りのご説明をさせていただき、委員の皆様から、ご意見、ご質問を頂戴いたしました案件でございます。今回は議案としてご審議をいただくものでございます。別冊として添付させていただいております、重点施策の冊子と議案資料をご用意ください。2月定例会では、「通学区域検討事業」の不掲載のご指摘をはじめ「児童生徒の体力向上」、「中学生社会体験チャレンジ事業」、「上尾の摘田・畑作用具保存活用事業」などのご意見やご要望について、委員各位から伺ったところでございます。2月定例会の協議からの変更点につきましては、議案資料1ページに記載しております。はじめに、10ページの施策2について「通学区域検討事業」が主要事業に掲載されていなかったため、追記して掲載してございます。このほか、9ページ、重点事業の「入学準備金・奨学金貸付事業」の記載と11ページ、重点事業の「学校施設更新計画推進事業」の記載に誤りがありましたので、資料記載のとおり修正したところでございます。先日、教育委員会関係の予算約78億円の予算規模で提案した令和7年度の当初予算案が市議会で可決され、まもなく令和7年度がスタートいたします。「令和7年度上尾市教育行政重点施策」に基づき、本市の教育に関わる事務局の職員及び教育現場の教職員が一丸となって、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」実現に向けて、職務に取り組んでまいります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第12号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第12号 令和7年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第 13 号 今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第 13 号につきましては、深井新しい学校づくり推進室長が説明申し上げます。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 議案書 2 ページをお願いいたします。「議案第 13 号 今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針の策定について」でございます。提案理由でございますが、令和 5 年度より実施している民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業の検証結果を踏まえ、専門性の高いインストラクターによる質の高い水泳授業を全ての小・中学校において推進するため、今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針を定めたいので、この案を提出するものでございます。本件につきましては、モデル事業の検証を踏まえ、令和 4 年 3 月に作成した「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を廃止し、新たに策定するものでございます。今回、ご審議いただく基本方針は、記載のとおり「地域の実情に鑑み、民間プールや公営プール、学校間の共有プールの活用のほか、インストラクターの学校派遣などの方策により、全ての市立小・中学校において、質の高い水泳授業を推進する。」という方針でございます。方針の検討に当たりまして、議案第 13 号議案資料別冊となっております、「令和 6 年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業アンケート調査報告書」として、取りまとめております。本報告書について、議案資料の 2 ページに概要資料を作成しましたので、本日はそちらにてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料 2 ページの民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業アンケート調査報告書（概要）をお願いいたします。最初に、資料の左上にあります、「事業の目的」でございますが、プール施設の老朽化、維持管理や水質管理などに教職員の負担が生じている課題に対応するため、令和 4 年 3 月に「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を定め、この方針に基づき、令和 5 年度から民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業を実施し、教育的効果等の検証を進めてきたところでございます。その下、「児童生徒、保護者、教員の声」として、令和 6 年度は 8 校において、通年利用で水泳授業を実施し、モデル事業の効果を検証するために行ったアンケート調査の結果について、一部抜粋して記載をしております。児童生徒からは「楽しかった、良かった、続けたい」、保護者からは「屋内水泳施設のため良かった」、教員からは「負担軽減になった、専門的な指導が良かった」との意見をいただいております。その下にあります「事業の効果」でございますが、●で記載しております 4 つの項目、「天候に左右されない計画的な水泳授業の実施」、「専門性の高いインストラクターの指導による児童生徒の泳力向上」、「児童生徒の安全の確保」、「プール施設の維持管理に係る教員の負担軽減」こちらについて、通年利用においても良好な教育的効果等の検証結果が得られたと考えております。つづきまして、右上に移っていただき、「水泳授業の将来のあり方」をご覧ください。前述の事業の効果について、教員をはじめ、保護者や市議会議員からも市内すべての学校への展開を望む声が上がっております。そこで、質の高い水泳授業を推進していくため、水泳授業の将来のあり方に関して、次にある●のようにまとめております。1 つ目の●では、水泳授業の基本的な考え方として「水泳運動は、児童生徒の運動能力の向上、心身の成長や健康維持につながるものであること」、「水泳授業は、水難事故から命を守るための技能を身に付けさせるため、適切に実施すること」と基本的な水泳授業に対する考え方をまとめてございます。続く、●水泳授業のあり方として、水泳授業は、教員が実施し、水泳授業を補助する観点から、例えば、インストラクター等との連携など、地域の人的・物的資源を積極的に活用していくことを記載しております。そして、●水泳授業を実施するための方策として、統括する形で、市内全ての

小・中学校に質の高い水泳授業を推進してくため、以下の４つの方策、民間プールや公営プールの活用、学校プールの共同利用のほか、インストラクターの学校派遣についても検討することを記載しております。ここまでが、報告書の概要でございます。詳細については、別冊をご覧くださいければと存じます。以上の検証より、資料の一番下に記載があります「水泳授業の今後の方針」について、次のように検討しました。まず、１つ目の●令和６年度のアンケート調査において、教育的効果等が確認できたため、モデル事業を終了し、令和７年度以降は事業名称を水泳指導委託事業へ変更し、引き続き民間スイミングスクールの活用を継続すること。そして、２つ目の●令和４年３月に定めた「水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を改め、新たな方針を策定することでございます。新たな方針案については冒頭に申し上げました、「地域の実情に鑑み、民間プールや公営プール、学校間の共有プールの活用のほか、インストラクターの学校派遣などの方策により、全ての市立小・中学校において、質の高い水泳授業を推進する。」でございます。現在のプール施設の状況は各学校によって異なっていること。また、民間のスイミングスクールの活用においても、スイミングスクールまでの移動時間、受入れの許容人数など、考慮すべき事項も多くございます。さらには、学校施設の更新時期に鑑み、学校間の共有プールを新たに建設することも想定しております。これら、さまざまな要素を勘案しつつ、地域や学校の状況を踏まえた上で、質の高い水泳授業を推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第１３号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（矢野誠二 委員）意見と質問のそれぞれ一つずつお願いいたします。まず意見でございますが、児童生徒、保護者、教員の大半が良い評価結果となっているということで、この事業の運営で大きな問題はなく今後も可能な限り継続すべきだと思います。１点、気になるのが事業者アンケートの別冊の資料の中で、一社だけが低い評価があり、内容的には学校間の調整・連絡等の問題ということで、改善可能な事案だと思いますので、今後対応をお願いいたします。

次に質問ですが、冬場の水泳授業についてです。自由記述の中にも、事業者の回答にもありましたが、欠席者が多かったことが少し残念だ、というような意見があったと思います。私も昨年１２月の水泳授業の視察に同行させていただきまして、ありがとうございました。日によって変わりますが、やはり朝は寒く、施設内は暖かいですが、学校から施設までの間の時間というのが僅かな時間ではありますが、外気温との差がありますので、体調を崩す、または崩すのではないかと保護者の心配ということは少し考えられます。また、インフルエンザ等が流行る時期ですので、可能であれば冬場の実施は、避けた方がいいのではないかと思います。実施時期の変更は可能でしょうか。

（深井雄太 新しい学校づくり推進室長）時期についてですが、芝川小学校と大石北小学校は冬場に実施しておりまして、芝川小学校は時期について検討を進めているところです。大石北小学校は人数の関係がございまして、可能な限り調整できるようスイミングスクールとも検討を進めていきたいと思っております。

（内田みどり 委員）ご説明ありがとうございました。アンケート結果を拝見させていただいてもとても良い意見の方が多かったもので、少し安心したところでございます。まず、芝川小学校について、先ほどもありましたが、交通手段として近隣なので歩くということがあったのですが、やはり１７号を

渡らせて尚且つ中山道の間の駅前の通りなので、自転車の交通量の多いところなので、あそこを歩かせるというのが少し気になりました。冬場にその距離をずっと歩かせて、尚且つ交通面を考えると、バスの利用も検討していただきたいので、意見として申し上げます。もう1点、冬場によくスイミングに通うお子さんがタオルキャップを使って保温をして帰っていく姿を見たりするのですが、そういったものも水泳授業の中で推奨していただくなど、冬場の対策をご検討いただきたいと思いますので、意見として2点申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（深井雄太 新しい学校づくり推進室長）芝川小学校のバスの件ですが、私どもも引率いたしまして、内田委員がおっしゃるとおり危険なところがあるということで令和7年度からバスの利用を予定しておりますので、安全に移動できると思います。

（谷島大 委員）質問と意見を1点ずつお願いいたします。今回のこの方針の中で、インストラクターの学校派遣を方策として挙げられていますが、現時点でインストラクターの派遣について、見通しや計画は、どの程度立っているのでしょうか。

（深井雄太 新しい学校づくり推進室長）インストラクターの学校派遣を含めてですが、来年度中には全校どのようになるかロードマップを示していければと考えております。インストラクターの学校派遣につきましては、今行っている民間事業者を中心に学校への派遣が可能だという回答を頂いておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

（谷島大 委員）あともう1点。矢野委員、内田委員のご意見と重なりますが、やはり保護者の方の冬場のスイミングスクール利用の心配がかなり多かったので、せっきくの民間活用事業で欠席者が増えてしまうような形にならないように、十分留意していただきたいと、重ねて意見として申し上げます。お願いします。

（岩鉄由美 委員）ご説明ありがとうございます。アンケート自体はＩＣＴ端末を利用して行われたということですが、これは誰がこの意見だったというのは既に把握されているのですか。それとも無記名になっているのでしょうか。

（深井雄太 新しい学校作り推進室長）アンケート自体は無記名ですが、送信するにあたっては誰の回答かわかるようになっています。

（岩鉄由美 委員）概ね肯定的で楽しかったという子どもの意見もある中で、率直にいやだという意見も何個かありましたが、その子に対して何かケアや、どうしてこう思ったのかといった確認を行う予定はありますか。

（深井雄太 新しい学校作り推進室長）具体的に個別の児童に対してのアクションというものは行っておりません。

(岩鉄由美 委員) 皆さんの意見と重複するのですが、やはり时期的なもので保護者も冬場は不安であるとか、子どもも夏ではないプールはいやだという意見も何件かあったので、時期の検討や、みんなが楽しくできたらと思います。保護者の不安があると、風邪を引かれたら困るからうちは休ませますというご家庭も少なからず出てくるかと思いますので、そういった不安を払拭していただけるような対策があればいいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

(小池智司 委員) 2点お願いなのですが、保護者のアンケートで水泳授業が6月には終わってしまう学校などあって、せっかくのプール授業なのに6月までで終わってしまっって残念だ、という意見が書いてありました。年間を通して1つの学校で、ある程度分散して授業ができると、夏の暑い時期を過ぎた9月とか10月でも少しプールに入る時期があったりすると、子ども達の気分も少し違うのかなと思いますので、そういった意見も取り入れていただきたいと思います。これから学校数も増えてくると思いますので、カリキュラムの作り方を考えていただけると、子どもたちも楽しみながらできるのではないかなと思いますので検討をお願いいたします。

もう1点、他の委員がおっしゃったように冬場の授業について保護者の方が気にされているので、特に髪の毛の長い女の子は髪が濡れたまま帰ると風邪を引くといったことが書かれており、11月などに実施するのであれば、午前中に行って欲しい、午後だと髪が濡れたまま学校から帰って、その後の習い事に行くと書かれている保護者の方もいるので、そういったご意見も踏まえながら、これから検討して頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第13号 今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第14号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第14号につきましては、杉木教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 「議案第14号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。議案書の4ページをお願いします。はじめに、提案理由でございますが、教育委員会事務局及び市立小・中学校その他の教育機関に、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務について規定の整備を行いたいので、この案を提出するものでございます。本規則の構成といたしましては、それぞれの規則の改正ごとに、3条から構成しております。また、補足として議案資料がございますので、3ページをお願いします。なお、議案資料は、太字・網掛けが今回の改正部分となります。改正規則第1条の部分となりますが、上尾市立小・中学校管理規則の一部改正として、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職に「サポートルームティーチャー」を加え、その職務を新たに設置するものでございます。次に資料4ページ、改正規則第2条の部分となりますが、上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正として、一会計年度を超えない範囲内で置く非

常勤の職及び職務に「建設事務業務員」を加え、その職務を新たに設置するものでございます。次に資料５ページ、改正規則第３条の部分となりますが、上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正として、「教育心理専門員」を「心理専門員」に改めるものでございます。なお、本規則の施行日は令和７年４月１日でございます。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第１４号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（小池智司 委員）新しく聞く名前として「サポートルームティーチャー」という役職が新たに設置されるということになっていますが、この「サポートルームティーチャー」という方は主にどのような業務を担当して、どのような資格などを持っている方が「サポートルームティーチャー」になるのか教えていただけますか。

（武田直美 指導課長）「サポートルームティーチャー」は、ＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）で、学校には来られるが教室に入れない児童生徒の主に学習支援を行ってもらう先生になります。

資格については、小・中・高・特別支援学校の教員免許状を持っている方、もしくは学校教育に関心があり、今までに教育支援や学校教育活動の経験がある方も採用しております。

（谷島大 委員）「サポートルームティーチャー」について、今ご説明あったように、ホームページを見ましたら１１名程度の募集ということで、先週が締め切りになっていたと思います。差し支えなければ、現在の応募状況を教えていただけたらと思います。

（武田直美 指導課長）先週金曜日までで９名の方が、応募してきてくださり面接が終わっております。

（谷島大 委員）ありがとうございます。不登校が多い状況ですのでスペシャルサポートルームがせっかく設置された中、そこを有効に生かすためには支援員さんも非常に大切な役割だと思いますので継続的な人員配置と、支援のしやすい環境作りというのを取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう１点、資料の４ページの中で、２番目の新たに設置される「建設事務業務員」というのが、改正要旨ですと「建築事務業務員」と書いてあります。これはどちらが正しいのでしょうか。

（杉木直也 教育総務課長）申し訳ありません。「建設事務業務員」が正しく、改正要旨の「建築事務業務員」が誤りです。

（矢野誠二 委員）「サポートルームティーチャー」について、管理規則を見ても、スペシャルサポートルームでの業務を行うということが読み取れないので、もう少し分かりやすくしていただきたいので意見として申し上げます。

もう１点質問として、最近出てくる言葉はカタカナが多いものですから、アッピースマイルサポーターと補助員の違いは何だったかな、と混乱してしまうのですが、アッピースマイルサポーターやアッピー部活動サポーターについては管理規則上の位置付けはどのようになっているのでしょうか。

（杉木直也 教育総務課長）アッピースマイルサポーターなどの名称ですが、あくまで通称名でございまして職としては会計年度任用職員の業務補助員という扱いになります。

(矢野誠二 委員) そうすると、この第14条の5の4の業務補助員は給食関係の職員だと思うので、特には載せていないということですか。

(杉木直也 教育総務課長) 資料3ページの第12項の業務補助員に該当します。

(矢野誠二 委員) 給食関係ではないのですね。わかりました。

(西倉剛 教育長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第14号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第15号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第15号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長) 議案書の5ページをお開きください。「議案第15号 上尾市人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。はじめに、提案理由でございますが、健康保険証の廃止に伴い、第1号様式及び第3号様式にある本人確認書類の例示を改めたいのでこの案を提出するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第15号 上尾市立人権教育集会所管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第16号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第16号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長) 議案書の6ページをお開きください。「議案第16号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由でございますが、8ページを

ご覧ください。こちらにつきましても、健康保険証の廃止に伴い公民館管理規則第1号様式及び第4号様式にある本人確認書類の名称を改めたいのでこの案を提出するものでございます。いずれも登録に関するものと廃止に関するものになります。また、申請書類の受付時間、使用料、納付時間についても明示したものです。つづきまして、議案資料の7ページに新旧対照表をご覧ください。第3条につきましても、公民館の利用につきまして期間という貸し出しの方法を現在しておりませんので、この部分を削除しているものでございます。また、現行の第4条3項中の利用団体登録・変更申請書を利用団体登録・変更・更新申請書に改め、また欄外にあります運転免許書、保険証につきまして、個人番号カード、運転免許証などに変更いたしました。つづいて、8ページ、現行の第6条第2項、こちらにつきましても、変更申請書につきまして様式がございましたが、変更についての規定がなかったので追加したものでございます。同条第3項について、職員が申請書や納付を受け付けることができる日と時間を明記したものでございます。なお、本規則の施行日は令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第16号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第17号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第17号につきましては、杉木教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書の11ページをお願いします。はじめに、提案理由でございますが、職員が勤務時間を変更できる事由を、他律的業務から通常の勤務時間以外の時間における業務に改めたいので、この案を提出するものでございます。本訓令の説明につきましては、議案資料に基づき説明いたしますので、議案資料12ページをお願いします。なお、議案資料は、太字・網掛けが今回の改正部分となります。改正要旨でございますが「職員の勤務時間等を変更できる事由を、各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会、その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（他律的業務）に従事する場合から、通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合に改めるもの」でございます。また、この改正と合わせて、第3条で規定する「勤務時間等割振変更簿（別記様式）」も改めるものでございます。なお、本訓令の施行日は令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第17号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第17号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第 18 号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

（瀧澤誠 学校教育部長）議案第 18 号につきましては、武田指導課長が説明申し上げます。

（武田直美 指導課長）「議案第 18 号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案書 12 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、各上尾市立小・中学校に設置されている上尾市学校運営協議会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市学校運営協議会規則第 7 条第 1 項の規定により任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。各校の委員の案は、13 ページから 23 ページまでのとおりでございます。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第 18 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（内田みどり 委員）1 点質問させていただきます。この委員の方は、複数の学校から任命があっても差し支えないのでしょうか。

（武田直美 委員）差し支えございません。

（西倉剛 教育長）他にご意見、ご質問ございますか。

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第 18 号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第 19 号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

（加藤浩章 教育総務部長）議案第 19 号につきましては、白石生涯学習課長が説明申し上げます。

（白石恵子 生涯学習課長）議案書の 24 ページをお開きください。「議案第 19 号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。はじめに提案理由ですが、公文書非公開決定処分に係る審査請求に関する裁決について、認容し、本件処分の取り消しの裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。議案書の 25 ページから 27 ページまでが裁決案でございます。

まず 25 ページ、第 1 の概要でございます。1 として、審査請求人は、上尾市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 9 月 17 日付けで教育委員候補者について地方教育行政の組織および運営に関する法律第 4 条第 2 項に規定する委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有することで、人格が高潔で、教育、学術および文化に関し、識見を有するものであることが、市民にも判別で

きる文書資料等を公開請求しました。

2として、処分庁は、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定に令和6年10月1日付け、上教総第689号において、文書不存在を理由として、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知しました。

3として、審査請求人は令和6年12月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分取り消し、請求した本件対象文書に関し、一部公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起しました。

次に26ページ、第2の審理関係人の主張についてでございます。審査請求人の主張ですが、次のとおりになります。教育委員への就任要件が厳格であり、その適格性を担保する文書・資料類が存在していることが明らかである。本件処分は過誤であり処分を取り消すこと。教育委員候補者の履歴等が記載されている文書、資料類に記載されている教育委員候補者名および教育に関する識見を有することが判別できる経歴、例えば、教育に関する審議会の委員歴などのみの公開を求めることの3点となっております。

次に処分庁の主張です。原公開請求で求められた本件対象文書等として、教育委員候補者の履歴等の記載されている文書資料類を公開しても、既に公になっている情報以外は個人情報にあたり公開できないので、当該資料が本件対象文書等に該当すると判断しなかった。教育委員候補者の履歴等が記載されている文書資料類を処分庁が保有している。審査請求人の主張のうち、本件対象文書等に関し、その一部を公開することができることを認めることの3点でございます。

次に第3の理由について、本件対象文書等保有しているにもかかわらず、本件処分を行ったことは過誤であると認められるため審査請求人の主張には理由がある。ということです。

第4の結論といたしまして、これらの方に本件審査請求には理由があることから行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり取り消しの裁決とするものです。なお、本件裁決に合わせ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により本件対象文書等に係る公開請求については、その一部を公開するための処分をすることといたします。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長） 議案第19号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（西倉剛 教育長） ないようですので、これより採決いたします。「議案第19号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長） 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第21号 上尾市学校給食実施条例施行規則の制定について」説明をお願いします。

（瀧澤誠 学校教育部長） 議案第21号につきましては、佐藤学校保健課長が説明申し上げます。

（佐藤光敏 学校保健課長） 恐れ入りますが、追加議案の1ページから10ページまででございます。「議案第21号 上尾市学校給食実施条例施行規則の制定について」をご覧ください。10ページをお願いします。まず、提案理由でございますが、上尾市学校給食実施条例の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めたいので、提案するものでございます。

次に、内容でございますが、1ページにお戻り願います。主なものを説明させていただきます。学

校給食費の額につきましては、第4条をご覧ください。令和7年度より8月は夏季休業期間となったため、給食費は徴収せず、小学校に係る学校給食費の保護者については、月額4,390円、小学校の教職員については、月額5,000円。中学校に係る学校給食費の保護者については、月額5,310円、中学校の教職員については、月額5,950円でございます。

また、児童生徒が飲用牛乳その他の飲料のみを摂取する場合における当該児童生徒の保護者については、月額1,000円を徴収いたします。同条第2項には、日割りによって計算する場合として、2ページにございますように児童生徒が転出や転入した時や傷病や食物アレルギーなどを理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたときなどを設け、同条第3項に、日割りの学校給食費の額を、小学校に係る学校給食費負担者は日額270円、中学校に係る学校給食費負担者は日額310円と定めております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。第9条は、学校給食費の減免に関する定めとなります。適用される主なものとして、第1項に記した小中学校に在籍する児童生徒を3人以上養育する世帯に対する第3子以降の給食費などを想定しているところでございます。この規則の制定にあたり、令和5年度からの学校給食費の公会計化の開始に伴い制定した上尾市学校給食実施規則は、廃止いたします。なお、この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第21号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第21号 上尾市学校給食実施条例施行規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第22号につきましては、杉木教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 本日お配りした追加の議案書の12ページをお願いします。はじめに、提案理由でございますが、上尾市学校給食実施条例の制定に伴い規定の整備を行うほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。訓令の説明につきましては、議案資料に基づき説明いたしますので、追加で配布した議案資料のご用意をお願いします。なお、議案資料は、太字・網掛けが今回の改正部分となります。改正要旨としては、2点ございます。1点目が、「共通決裁事項・専決事項」の表関連として、請願に関する決裁区分を定めるもので、市議会から請求された請願の処理の経過及び結果について報告する事務は、教育長専決とするもの。

2点目が、学校教育部学校保健課の表関連として、上尾市学校給食実施条例等で定められる事務の決裁区分を定めるもので、学校給食費の徴収や減免、学校給食費に相当する額を還付や学校給食費の督促、学校給食の停止や再開の事務は、学校保健課長の専決とするものでございます。なお、本訓令の施行日は令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第22号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第5 報告事項

(西倉剛 教育長) つづきまして、「日程第5 報告事項」でございますが、説明を始める前にお諮りいたします。本日は10件の報告事項がございます。報告事項7から10までの「いじめ重大事態調査報告書について」は、被害児童生徒及び加害児童生徒等の状況に関する報告を行う予定であるため、当該児童生徒等の個人情報保護すべき案件でございますので、会議を公開しないこととし、報告を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) また、この決定を受けまして、本日の日程を変更いたします。まず、報告事項1から6まで及び今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、報告事項7から10までを行い、その後、議案第20号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「報告事項1」につきましては、深井新しい学校づくり推進室長より、「報告事項2」につきましては、永澤スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

○報告事項1 令和7年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 報告事項1ページをお願いいたします。「報告事項1 令和7年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について」でございます。本年度は、8校、スイミングスクールで実施をした水泳授業の民間委託でございますが、令和7年度においては、12校に拡大をしての実施の予定について、ご報告するものでございます。実施予定校については、一覧表に記載をしているとおりでございますが、本年度実施校に加えて、尾山台小学校、上平小学校、西中学校、太平中学校の4校を新規の実施校として予定しております。報告は以上でございます。

○報告事項2 第32期上尾市スポーツ推進委員の委嘱について

(永澤誠 スポーツ振興課長) 「報告事項2 第32期上尾市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。報告事項の2ページをお願いいたします。現在のスポーツ推進委員の任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、関係法令等の規定により、50名の方を新たに委嘱するものでございます。3ページに、新たなスポーツ推進委員名簿がございます。なお、推進委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。説明は以上でございます。

（瀧澤誠 学校教育部長）「報告事項 3 から 6 まで」につきましては、武田指導課長兼教育センター所長よりご説明申し上げます。

○報告事項 3 上尾市不登校対策基本方針の一部改訂について

（武田直美 指導課長）「報告事項 3 上尾市不登校対策基本方針の一部改訂について」でございます。報告事項の 4 ページをお願いします。「上尾市不登校対策基本方針」の一部を改訂いたしましたので、別紙のとおりご報告いたします。なお、本改訂は令和 7 年 4 月より実施いたします。別冊の資料の 6 ページをご覧ください。4 学校の取組「児童生徒の状況に応じた段階的な対応」の（４）カ、黄色のハイライトの部分です。において、別室登校の際の具体的な場所として、「校内教育支援ルーム（ＳＳＲ：スペシャルサポートルーム）」を追記いたしました。同ページの（６）においては、学校が、民間施設等で指導を受けている児童生徒の学習状況を把握するために参考にするための資料として、「『不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて』」を追記いたしました。資料 8 ページの（７）のイにおいて、別室登校の際の具体的な場所として、「校内教育支援ルーム（ＳＳＲ：スペシャルサポートルーム）」を追記いたしました。

○報告事項 4 令和 7 年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について

（武田直美 指導課長）報告事項の 5 ページをお願いします。「報告事項 4 令和 7 年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について」でございます。6 ページをご覧ください。各中学校の 3 年在籍数、受検者数、受検率、合格者数、合格率をまとめたものでございます。全体といたしまして、中学 3 年在籍生徒数 1, 837 人のうち、71. 2%にあたる 1, 308 人が、県公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率は 87. 4%にあたる 1, 143 名が合格いたしました。昨年度と比較しますと、受検者数の割合は、昨年度より 2. 6 ポイント増で、合格率は、昨年度より 2. 5 ポイント減となっております。

○報告事項 5 令和 6 年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について

（武田直美 指導課長）つづきまして、報告事項の 7 ページをお願いします。「報告事項 5 令和 6 年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について」でございます。8 ページは小学校全体、9 ページは各小学校別の状況をまとめたものでございます。小学校卒業児童数 1, 773 名のうち、93. 9%の児童が上尾市の公立中学校に進学でございます。また、私立中学校への進学予定者は 4. 3%で、昨年度と同じとなっております。次に、「中学校卒業者の進路状況」につきまして、10 ページは中学校全体、11 ページは、各学校別の状況をまとめたものでございます。中学校卒業生徒数 1, 837 名のうち、公立・私立の高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校への進学生徒数は、合計 1, 809 名で、全卒業生の 98. 4%にあたり、昨年度より 0. 7 ポイント減となっております。「就職」につきましては、2 名でございます。「その他」については、26 名で、3 月 15 日現在、未定あるいは家事手伝い等の生徒でございます。

○報告事項 6 令和 7 年 2 月 いじめに関する状況について

（武田直美 指導課長）つづきまして、報告事項の 12 ページをお願いいたします。「報告事項 6 令和 7 年 2 月 いじめに関する状況について」でございます。13 ページが小学校、14 ページが中学校の状況となっております。2 月のいじめの認知件数は、小学校 83 件、中学校 22 件でございます。解消につきましては、小学校 53 件、中学校 9 件となっております。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございました。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(内田みどり 委員) ご報告ありがとうございました。2点ご質問させていただきます。毎年同じような内容でご質問させていただいているのですが、中学校の卒業生の進路状況を伺わせていただいた中で不登校の方の進路について、どのようになったかを教えていただけますか。

(武田直美 指導課長) 不登校の生徒については、学校で面接を行って進路を決定しているのですが、具体的な数字は今、手持ちがございません。通信制サポート校に決定している生徒が多くございます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑・意見がない旨を確認～

日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会4月定例会は、4月24日 木曜日、午前9時30分から開催いたします。また、4月1日には、令和7年度新採用・転入教職員等着任式が、4月8日の午前に小学校の入学式が、午後に中学校の入学式が予定されております。日程報告は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

日程第7 報告事項

～非公開～

(西倉剛 教育長) 次に、議案第20号の審議を行います。議案第20号は、関係職員のみによって会議を行いたいと存じます。

(西倉剛 教育長) 暫時、休憩します。

日程第 8 議案の審議

(西倉剛 教育長) 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、「議案第 20 号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 7 年度当初人事異動について」説明をお願いいたします。

(加藤浩章 教育総務部長) 教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「議案第 20 号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 7 年度当初人事異動について」ご説明申し上げます。主幹職以上の職員に係る令和 7 年度当初人事異動案についてお諮りするものでございます。1 ページをお願いいたします。令和 7 年 3 月 31 日付けの発令についてご説明をいたします。退職につきましては、田中学校教育部副参事兼学務課長、永澤スポーツ振興課長の 2 名でございます。次に出向については、黒田学校教育部次長、長島学校保健課主幹の 2 名が市長部局へ出向となります。続きまして、令和 7 年 4 月 1 日付け発令についてご説明をいたします。まず他部局からの転入でございますが、黒田学校教育部次長の後任には島田議会事務局次長兼議会総務課長が、教育総務課主幹には仲上生活支援課副主幹兼査察指導員が、それぞれ転入し、着任いたします。続いて、教育委員会内の異動でございます。永澤スポーツ振興課長の後任には栗原スポーツ振興課主幹が、昇任いたします。最後に、新規採用として、勝大石南小学校校長が学校教育部副参事兼学務課長として、採用になります。発令案につきましては以上でございます。なお、副主幹職以下の職員を含め、全体の異動につきましては、転入が 18 人、転出が 12 人、部内異動につきましては、昇格の職員を含めて 15 人でございます。新規採用は 10 人、退職は 11 人で、この採用退職については、指導主事の採用退職も含んでおります。これらを含めまして合計で 66 人の異動規模となります。なお再任用職員の発令は 18 人、単年度の発令となっており、1 年毎の発令となっています。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第 20 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 20 号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 7 年度当初人事異動について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

日程第 9 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年上尾市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和7年4月24日 署名委員 矢野 誠 二